

自治体間調整問題調査特別委員会報告書

令和7年5月12日

岡山市議会議長 田口裕士様

自治体間調整問題調査特別委員会

委員長 三木亮治

本委員会に付託されました事件について調査の結果を下記のとおり、岡山市議会会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 調査事件

- (1) 岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づく負担金に関する調査
- (2) 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

2 調査状況

別紙のとおり

自治体間調整問題調査特別委員会（中間）報告書

1 構成

委員長	三木亮治
副委員長	長岡将克
委員	則武宣弘
〃	林潤
〃	宮武博
〃	川本浩一郎
〃	柳井弘
〃	松本好厚
〃	川上智美
〃	鬼木のぞみ
〃	小林寿雄

2 調査に至った経過

都市計画事業を含む建設事業費は、地方財政法第27条の規定により、県が市町村の意見を聞いて受益の限度で市へ負担金を請求することができることとなっている。

岡山県の場合は、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づき、本市で実施する都市計画事業については一律に50%の負担金を本市に請求していたが、他都市の類似事例と比較して明らかに高率である等の問題があり、かねてから、本市議会の議会質問において本問題を指摘してきた。

こうした中、本市議会では、昨年11月に岡山県知事へ諸課題の解決を図るため、早急に本市との協議を求める要望書を提出した。

そして、昨年12月に、本市と岡山県との間で、令和5年度中に結論を得られるよう引き続き協議を行うこと、また、令和5年度以降の支払いは当該結論に基づき行うこと等が合意されたところであるが、市議会としても本件について検証する必要があると判断し、自治体間調整問題調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

3 調査概要

○令和5年5月17日（第1回）

令和5年5月臨時市議会において本特別委員会が設置され、正・副委員長の互選を行った。

○令和5年7月26日（第2回）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 岡山県建設事業費市町村負担金問題に係る経緯及び問題点について2 自治体間調整問題調査特別委員会の今後の運営について |
|--|

会議の内容

1 岡山県建設事業費市町村負担金問題に係る経緯及び問題点について

概要

当委員会の付議事件である調査案件に関して、負担金の経緯と問題点、根拠となる法令、他の自治体の状況について都市整備局から説明を受けた。その概要は以下のとおりである。

○ 負担金制度の根拠となる法令について

1. 地方財政法第27条

第1項に都道府県が行う土木その他の建設事業については当該建設事業による受益の限度において、市町村に対し当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。とある。

また、第2項に市町村が負担すべき金額は、市町村の意見を聞き、都道府県の議会の議決を経てこれを定めなければならないとある。

2. 岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例

第1条は目的で、県が市町村から徴収する負担金に関し必要な事項を定めることを目的としている。

第2条には、負担率は当該建設事業に要する経費から国庫支出金を控除した額を基準として下表に掲げる率とするということ、都市計画事業については100分の50となっている。

また、第3条に利益を受ける市町村が負担すべき金額は、毎年度規定により算出した額を基準として算出し、市の意見を聞いて知事が定めるとある。

○ 他の自治体の状況について

1. 各都道府県における都市公園事業の負担割合

条例等で一律に負担割合を定め負担金を徴収している県が8県あり、負担金を徴収していないまたは条例等で一律に負担割合を定めていないのが、他の39都道府県となっている。

2. 岡山県内各市町村における負担割合

都市計画事業市町村別負担率表にまとめているが、50%、30%等あり、これは財政力指数で負担率を分けている。岡山市、倉敷市は50%の負担率となっている。

都市計画事業市町村別負担率表

負担率	市町村名								
50%	岡山市	倉敷市	(2市)						
30%	津山市	玉野市	笠岡市	井原市	総社市	高梁市	新見市	(13市)	
	備前市	瀬戸内市	赤磐市	真庭市	美作市	浅口市			
20%	早島町	里町町	矢掛町	勝央町	(4町)				
15%	和気町	新庄村	鏡野町	奈義町	西粟倉村	久米南町			
	美咲町	吉備中央町	(8町村)						

○ 岡山市・岡山県の見解について

1. **市**……地方財政法の趣旨により条例で一律に負担率が定められていることは適当ではない。事業内容を踏まえて市町村の受益の限度において負担率が定められる必要がある。

県……条例で一律に負担率を定めていることについて、地方財政法では負担率を条例に定めることを排除しておらず、不相当とは言えない。
2. **市**……39の都道府県では条例等に一律の負担率を定めておらず、8の県では条例等には定められているものの、その中で岡山県の50%は高い水準である。

県……負担率50%については総合グラウンドの利用状況等により岡山市は一般的利益を超える大きな利益を得ていると考えており、受益の限度を超えるものではないと認識している。負担率は他県との比較ではなく、受益に見合うかどうかの観点からの検討が必要。
3. **市**……都市計画法において、都道府県は市町村が施行することが困難または不適当な場合、その他特別な事情がある場合は都市計画事業を施行することができることとされており、岡山県総合グラウンドは岡山県によって設置・管理されている施設で、その整備については本市の要請に基づいて実施されているものではない。

県……都市計画事業については原則市町村が施行することとされており、その受益の多くが該当する市町村にもたらされているため、負担割合は妥当である。

○ 経緯

昭和32年3月29日に岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例が施行され、その時点では、都市計画公園として負担率100分の35となっている。

次に、平成2年4月1日にこの負担金条例を改正する条例が施行され、都市計画公園事業は都市計画事業に統合され、負担率も35%から50%に変更されている。

令和4年12月15日、建設事業費市町村負担金について市と県の間で合意している。

この合意の内容は、岡山県と岡山市は、市が県に対して見直しを求めている都市公園事業に係る負担金に関し、令和5年度中に結論が得られるよう引き続き協議を行うものである。令和5年度以降の支払いについては、当該結論に基づき行い、令和4年度の負担金については、市は県の請求に応じて支払うという内容である。

同日、建設事業費市町村負担金の納付承諾書を県へ提出している。

令和4年12月21日に土木関係建設事業に対する令和4年度分の市町村負担金について県議会で議決をしている。

令和5年4月以降、岡山市と岡山県が対面等により意見交換をしている。

主な質問等

委員

負担金の負担率に関する市と県の見解の違いについて合意するポイントは何なのか。

財政局長

今は双方の立場を述べ合っている段階であり、具体的なすり合わせの段階に入っていない。

市としては、それぞれの事業の性格、例えば大規模な施設の新設の場合と施設の長寿命化といった維持管理に近いものとは市民に対する効果は違ってくるので、事業に応じて負担率は定められるものであり、どういうデータに基づき、どういう視点で率を決めていくのか双方で協議しなければならないと考えている。

委員

事業ごとに負担率を変えることは、県条例に基づかなくても可能なのか。

財政局長

条例の規定によって算出した額を基準として、市町村の意見を聞いて知事が定めるということなので、現状の50%を上限値としながら協議により定めることは可能なのではないかと考えている。

しかし、県が条例により定めた率以外に適用できないと判断されるのであれば、そこは条例改正が必要だ。

委員

市としては、負担率50%が高いと考えるのであれば、具体的に県の理解が得られるような根拠を持っているのか。

都市整備局長

現時点では、こういう根拠でやればいいのかというものを持ち合わせているわけではない。これからの協議の中で、受益とは何なのか、市として示す必要があると考えている。

委員

本市の受益に対する解釈はどうなっているか。

都市整備局長

受益の有無については狭く限定的に解釈すべきであり、「都道府県の行う建設事業は通常市町村にとって何らかの利益があるものだから、このような一般的利益はここでいう受益には含まれないと解すべき」という逐条解説書の文言どおりの解釈をしている。

委員

50%という負担率は、本市が大きな利益を得ているので高くはないという県の見解について、何か明確な考えはあるのか。

都市整備局長

県が実施したアンケート調査等によると、岡山市民の利用者割合が高いので、本市は一般的利益を超える大きな利益を得ており、50%の負担率は適切であると県は主張している。

委員

受益を客観的にわかるような形で示していくことが大きなポイントとなる。客観的に受益の物差しをつくり、負担割合を考えていくべきだと考える。

委員

令和5年度以降の負担金徴収条例に該当する具体的な事業はあるのか。

都市整備局次長

今後数年間に渡り、県総合グラウンドにおいて様々な施設の老朽化に対応する事業が予定されている。

2 自治体間調整問題調査特別委員会の今後の運営について

概要

財政局長から、本年度分の支払いを本年度に行うためには2月補正予算で計上する必要があるとの説明を受け、8月末頃までに委員会を開催し、他都市の状況についての調査結果報告の中から必要と思われる都市への実地調査を経て、11月までに中間報告を検討するための委員会を開催することとなった。

○令和5年8月29日（第3回）

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

(1) 他自治体における都市公園建設事業費の市町村負担の現状について

会議の内容

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

(1) 他自治体における都市公園建設事業費の市町村負担の現状について

概要

事務局担当書記から、岡山県を除く46都道府県に対し、令和元年から令和4年までの間に都道府県実施の都市公園建設事業費の市町村負担金の徴収の有無その他事項に関する書面による調査のうち、回答のあった40都道府県の結果の説明があった。その概要は以下のとおりである。

- ・ 8月24日現在で、40都道府県から回答があった。
- ・ 回答のあった40都道府県全てで令和元年から令和4年において、何らかの都市公園事業を実施していた。

- ・議決や内規により一律に負担率を定め、負担を求めているのは、三重県、島根県、山口県、高知県の4県。
- ・市町村との個別協議により負担率を定め、負担を求めているのは、千葉県、新潟県、石川県、奈良県、佐賀県の5県。
- ・残りの31都道府県は負担を求めていなかった。

主な質疑等

委員

個別協議で負担割合を決めた都道府県は、どういう根拠をもって負担割合を決定したのか。

事務局担当書記

追加で調査する。

委員

50%の負担割合を定めた県があるが、これは理由があるのか。

都市整備局長

一つは市立の公園の代替、もう一つは市から県へ移管されたもの、もう一つは市立の公園と県立の公園を結ぶ横断連絡橋の整備であったなど、いずれも特別な事情があった。

委員

市町村に負担を求めず都市公園事業を実施した都道府県のうち、長寿命化計画に基づく施設もあるようだが、岡山県の場合はこれらも含んだことを求めてきているということか。

都市整備局長

そのとおり。長寿命化についても求めてきている自治体も一部あるが、多くの自治体が求めている。

委員

受益の解釈がポイントとなる。県が受益を利用者数で算出しているとのことだが、他県の結果をみるとそのような解釈をとってないと考えられる。更なる追加調査をしてもらいたい。

【今後の調査について】

- ・今回のアンケート調査を基に視察都市を選定し、視察調査を行うこととし、視察先、視察内容等については正副委員長に一任することとした。
- ・個別協議により負担を求めている県について、「受益」とは何か、また、負担率の根拠は何か、もう少し踏み込んで調査をする。
- ・千葉と、佐賀について負担率が50%となっているが、他の事業の負担率の例について追加調査を行う。

○令和5年9月20日

令和5年8月29日開催の委員会に提出された「他自治体における都市公園建設事業費の市町村負担の現状について」の資料について、調査を行った46都道府県から回答があったため、議会事務局から修正・追加資料が送付された。その概要は以下のとおり。

1 調査の概要

- ・本市議会事務局が各都道府県議会事務局を通じて、R1～R4に実施した都市公園事業についてアンケート調査を実施（令和5年8月実施）
- ・調査票は岡山県を除く46都道府県に送付した。

2 回答の概要

- ・8月31日現在で、全46都道府県から回答があった。
- ・回答のあった46都道府県全てでR1～R4において、何らかの都市公園事業を実施していた。
- ・議決や内規により一律に負担率を定め、R1～R4において市町村に負担を求めているのは、三重県、島根県、山口県、愛媛県、高知県の5県であった。
- ・R1～R4において個別協議により負担率を定め、市町村に負担を求めているのは、千葉県、新潟県、石川県、奈良県、佐賀県、大分県の6県であった。
- ・今回の調査では、R1～R4において都市公園事業を実施しているものの、市町村に負担を求めていなかったのは35都道府県であった。

※ 詳細な資料についてはP.13～P.20に添付

■視察報告

○令和5年10月31日～11月1日（行政視察）

■視察日程

- 1 令和5年10月31日（火） 午後2時～ 千葉市
- 2 令和5年11月1日（水） 午後2時～ 名古屋市

■調査項目 都市公園事業に係る市町村負担金について

1 千葉市（千葉県）

（都市局公園緑地部公園管理課から説明）

千葉県立青葉の森公園スポーツプラザは、千葉市が要望し、千葉県が整備した施設である。管理開始前に県と市で締結した協定に基づき増改築修繕に係る負担金を支出しているが、地方財政法27条の県事業負担金ではない。

地方財政法27条に基づく千葉県の事業負担金は、千葉県市長会からの要望に対し、平成23年度から廃止されている。今後も慎重に県と協議を重ね、整備を進めて行く。

【主な内容】

- ・負担割合等に関する考え方や基準について、記録が残っていないため不明。
- ・負担金については、条例化はしておらず、協定書の中で決めている。
- ・施設の予約や利用料から、千葉市民の利用割合が大きいことを確認している。
- ・受益について、県と市で具体的な協議はしていないが、必要に応じて協議を行う。

2 名古屋市（愛知県）

（緑政土木局緑地部緑地事業課から説明）

国営木曾三川公園の整備に対する負担割合について、愛知県と名古屋市は協議を継続しているが、県は割合を変える理由はないとの考えである。

市民利用の多い施設であり、利用価値が高く、負担する意義はあると考えているが、負担割合の根拠法令が都市公園法以外はないため、4分の1の負担が続いている。

【主な内容】

- ・岐阜県、三重県内の市町村負担はなく、愛知県内においても名古屋市のみ負担。
- ・当初の負担率4分の1がどのようにして決定されたのか不明。
- ・市民に限らず広域の住民等の利用が見込まれる施設を県と市で負担する場合、都度、協議をし、負担割合を先に決めるケースがほとんどであると考えている。

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

- (1) 他自治体における都市公園建設事業費の市町村負担の現状について
(2) 今後の方針について

会議の内容

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

- (1) 他自治体における都市公園建設事業費の市町村負担の現状について

概要

事務局担当書記から、岡山県を除く46都道府県に対し、令和元年から令和4年までの間に都道府県実施の都市公園建設事業費の市町村負担金の徴収の有無等に関する調査について、8月29日時点で未回答であった自治体及び追加調査を実施した自治体からの回答結果の説明があった。その概要は以下のとおりである。

- ・一律で負担金を請求する規定があるのは、岡山県、愛媛県、島根県、高知県、長崎県、岩手県、三重県、山口県の8県。愛媛県は条例に基づき請求しており、また、長崎県、岩手県は、新設のみ請求の対象としている。
- ・県と市町村との個別協議により負担金を請求しているのは、千葉県、新潟県、石川県、奈良県、佐賀県、大分県の6県。

主な質疑等

委員

前回の委員会以降、岡山県との協議状況はいかがか。

都市整備局長

調査結果は岡山県にも共有しており、県・市共に今年度中に本件に対する結論が出るよう、スピードを上げて協議が必要との認識を持っている。

- (2) 今後の方針について

概要

事務局担当書記から、本委員会としての中間報告案について説明があった。

中間報告をすべきかどうか、さらにはこの中間報告案の内容、また、岡山県への意見書等の提出など今後の対応について、各会派で意見を取りまとめ、再度協議することになった。

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

(1) 今後の方針について

会議の内容

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

(1) 今後の方針について

概要

前回の委員会で会派持ち帰りとなっていた、当特別委員会として中間報告をすべきかどうか、さらには中間報告案の内容、また、岡山県への意見書等の提出など今後の対応について、各会派の意見を聴取し協議を行った。

まず、本委員会として中間報告を行うことについては、全会派一致で賛成であったため、本委員会として中間報告を行うことを決定した。

次に、中間報告案のまとめ部分を中心に各会派の意見聴取を行った。

このまとめ部分に対し、岡山県の財政状況について、「総務省のデータでは、「財政力指数」は全都道府県の平均値以上であり、また、健全化判断比率の指標の一つである「将来負担比率」は平均より若干高い数値にとどまることから、他県と比較して特別に悪いという事実はない」という文言を追加したらどうかとの修正案が出され、協議を行った。

その結果、制度そのものの立て付けがおかしいということを主張していくべきで、財政状況の善し悪しに連動させた議論はするべきではないとの意見等が出され、最終的に原案のとおりとすることで決定した。

最後に、岡山県への意見書等の提出について協議した結果、提出することについて全出席委員一致で賛同が得られた。

主な質疑等

委員

岡山県との協議が整わなかったときの対応は。

都市整備局長

令和4年12月15日付で、岡山県知事と岡山市長の合意文書が交わされている。

これを受けて協議を進めており、今年度中に結論が出るようにしたい。

しかし、令和5年度以降の支払いは、当該結論に基づき行うこととなっているので、今年度中に結論が得られなかった場合は、支払うことにはならないと考えている。

中間報告（まとめ）

これまで本委員会が行ってきた岡山県建設事業費市町村負担金（都市公園事業）に関する調査を踏まえ、今後、岡山県が今年度の負担金について岡山県議会に諮るに先立って、本市と岡山県の協議をより適切なものとしていくため、ここに本委員会としての中間報告を行う。

現在の本市と岡山県の協議の状況については、合意に向けた大きな進展はないとのことであるが、今後の協議に当たっては本報告の趣旨を踏まえた協議を行い、早急に合意すべきものと考えられる。特に、岡山県においては、昨年の本市との合意を踏まえ、今年度中に結論を得られるよう誠心誠意対応すべきである。

○岡山県は、事業内容にかかわらず条例で一律の負担を求めるのではなく、個々の事業ごとに、その受益の程度について市と県で協議を行ったうえで負担割合を定めるべきであり、負担割合を定めるに当たっては、他の都道府県と同程度の適正な水準とすべきである。

岡山県は負担割合を「事業ごとに定めていないこと」を見直し、事業ごとにその受益の程度に応じた負担割合とすべきである。

例えば、同じ都市公園に係る建設事業費であっても、その内容や、新築・改修の別によって受益の程度も一定ではないことに伴い、当然、負担割合も一定ではないことが想定されるが、岡山県は条例で一律に負担割合を定めていることから、事情を鑑みて臨機応変に対応することができない状態となっており問題がある。

また、岡山県を除く46都道府県においては、議決や内規等で一律に負担割合を定めていたのは7団体に止まり、負担割合はいずれも8%から20%と岡山県と比較して低い割合であり、岡山県の50%の負担割合は過大である。負担割合を定めるに当たっては、他の都道府県の状況も考え合わせ、適正な水準に見直すべきである。

なお、負担の限度となる「受益」について、岡山県は、岡山県総合グラウンドに係る建設事業では、岡山市民の利用者数が多いことから、本市は多くの受益を得ており、50%の負担割合は受益の上限を超えるものではないと主張しているが、適切ではない。当該建設事業が行われた市町村の住民の利用者数は当然多くなることが想定されるが、地方財政法の逐条解説によると、このような通常想定される一般的な利益はここでいう受益に当たらないと解されていることから、市に負担させることができるのは、当該市民の一般的利用の他に、当該市に何らかの特別な利益が生ずる場合に限られるものと考えらるべきである。したがって、利用者数を受益の根拠とする岡山県の主張は受け入れられない。

そもそも、岡山市民は県民税を納める岡山県民でもあることから、日常的な利用を特別な利益であると解釈すべき根拠はなく、ここでいう受益には当たらないと考える。

「受益の有無は狭く限定的に解釈すべきである。都道府県の行う建設事業は、通常市町村にとって何らかの利益があるものであり、このような一般的利益は、ここでいう受益には含まれないと解すべきである。」（出典：「新版地方財政法逐条解説」石原信雄・二橋正弘著）

○岡山県は、維持管理的な要素の強い長寿命化対策事業など改築に係る負担を廃止すべきである。

現在実施している事業は、自動火災報知器や園内外灯照明の更新など施設の維持管理の性質が強く、本来、都市計画事業として負担を求めるような事業ではないのではないかと。

なお、岡山県総合グラウンドは、都市計画法で「都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。」との規定に基づいて岡山県が主体的に設置・管理されている都市公園であり、本市の要請に基づき設置された施設ではない。

○岡山県は、負担金を求めるに当たり、その根拠や妥当性について、透明性の高い情報提供を行うとともに、市との事前協議の仕組みを設けるべきである。

負担金を請求する側である岡山県から、納得のいく受益及び負担割合を客観的に示す根拠の提示がないままでは、今後、県建設事業負担金に係る予算を議決するに当たり、市議会としても市民への説明責任を果たすことは非常に困難と言わざるを得ない。

当該負担金の問題について、岡山県はその根拠を明確にし、我々市議会、ひいては市民が納得できるものとするべきである。

他自治体における都市公園建設事業費の市町村負担の現状について（まとめ）

（令和5年8月に岡山市議会事務局が実施したアンケート調査による）

番号	負担の根拠	県名	負担金の対象事業				R1～R4年度 負担金 請求実績	地方負担分 に対する負担割合	特記事項
			補助	単独	新設	改築			
1	条例	岡山県	○	○	○	○	あり	補助50% 単独50%	
2		愛媛県	○	○	○	○	あり	補助16% 単独 8%	
3	議決	島根県	○		○	○	あり	補助20%	
4		高知県	○		○	○	あり	補助14%	
5		長崎県	○	○	○		なし	補助10% 単独50%	・新設事業未実施のため、R1～R4年度請求実績なし
6	内規	岩手県	○	○	○		なし	補助15% 単独15%	・新設事業未実施のため、R1～R4年度請求実績なし
7		三重県	○		○		あり	補助20%	
8		山口県	○	○	○	○	あり	補助20% 単独10%	
9	個別協議	千葉県	○	○	○	○	あり	補助50% 単独50%	・青葉の森公園（千葉市） ・区画整理事業により廃止された市立公園の機能を隣接する県立公園に代替整備した施設
10		新潟県	○	○	○		あり	スポーツ公園 補助25%、単独25% スポーツ公園以外 補助50%、単独25%	・鳥屋野潟公園（新潟市） ・整備前に県と市で協議
11		石川県	○	○	○	○	あり	補助50% 単独50%	・松任海浜公園（白山市） ・県と市の連携による事業
12		奈良県	○			○	あり	補助33%	・奈良公園〔鹿苑〕（奈良市） ・県：市：地権者＝3：2：1
13		佐賀県	○	○	○	○	あり	補助50% 単独50%	・佐賀城公園 ・市から県への移管時に協議
14	大分県	○	○	○	○	あり	補助50%・25% 単独50%・25%	・大分市内の3公園が負担金の対象 ・公園毎、整備前に県と市で協定書を交わしている ・負担割合は、公園毎に異なる	

※上記以外の33都道府県には、負担を求める規定がなく、R1～R4年度に請求実績はない。

他自治体における都市公園建設事業費の市町村負担の現状について

1 調査の概要

- ・岡山市議会に自治体間調整問題調査特別委員会が設置されたことを受け、議会事務局が各都道府県議会事務局を通じて、R1～R4に実施した都市公園事業についてアンケート調査を令和5年8月に実施。
- ・調査票は岡山県を除く46都道府県に送付した。

2 回答の概要

- ・8月31日現在で、全46都道府県から回答があった。
- ・回答のあった46都道府県すべてでR1～R4において、何らかの都市公園事業を実施していた。
- ・条例により一律に負担率を定め、議会の議決を経て、R1～R4において市町村に負担を求めているのは、愛媛県の1県であった。
- ・内規等により一律に負担率を定め、議会の議決を経て、R1～R4において市町村に負担を求めているのは、三重県、島根県、山口県、高知県の4県であった。
- ・R1～R4において個別協議により負担率を定め、市町村に負担を求めているのは、千葉県、新潟県、石川県、奈良県、佐賀県、大分県の6県であった。
(新潟県、奈良県、佐賀県は議決あり、千葉県、石川県、大分県は議決を経ていなかった)
- ・R1～R4において都市公園事業を実施しているものの、市町村に負担を求めていなかったのは35都道府県であった。

＜表1＞市町村に負担を求めて実施した都市公園事業（R1～R4）

	公園名 (所在市町村)	事業内容	負担割合 の根拠	地方負担分 に対する市町村 の負担割合	特記事項
1	千葉県 青葉の森公園 (千葉市)	陸上競技場 音響設備更新 ウレタン舗装 改修	個別協議	50%	区画整理事業により廃止された 市立公園の機能を隣接する県立 公園に代替整備した施設 事件議決を経していない
2	新潟県 鳥屋野潟公園 (新潟市)	新設	個別協議	スポーツ公園 補助事業25% 単独事業25% スポーツ公園 以外 補助事業50% 単独事業25%	公園の事業内容、市町村の財政 力や受益等を総合的に判断した 上で市町村と協議により決定 新設のみ 事件議決も経ている
3	石川県 松任海浜公園 (白山市)	横断連絡橋の 補修	個別協議	50%	県と市の連携による事業 事件議決を経していない
4	三重県 北勢中央公園 (四日市市、いな べ市、菰野町)	用地買収、新 設整備	内規	20%	事件議決も経ている 新設のみ（補助のみ）
5	奈良県 奈良公園 (奈良市)	鹿苑の改修	個別協議	33%	地方負担分を県3：市2：地権 者1で負担 事件議決も経ている
6	島根県 浜山公園 (出雲市)	陸上競技場、 野球場の改築 等	議決	20%	議決により率のみ決定 新設・改築両方（補助のみ）
	石見海浜公園 (浜田市・江津 市)	長寿命化事業			
	万葉公園 (益田市)	長寿命化事業			
7	山口県 維新百年記念公園 (山口市)	陸上競技場の トラック舗装 改修等	内規	補助事業20% 単独事業10%	事件議決も経ている 新設・改築両方が対象
	亀山公園 (山口市)	法面対策			
	山口きらら博記念 公園 (山口市)	機械設備等更 新工事など			
	片添ヶ浜海浜公園 (周防大島町)	駐車場整備な ど			
	萩ウェルネスパー ク (萩市)	遊具更新など			

	公園名 (所在市町村)	事業内容	負担割合 の根拠	地方負担分 に対する市町村 の負担割合	特記事項
8	愛媛県 第3号南予レクリ エーション都市公 園 (愛南町)	多目的(防 災)広場の整 備	条例	単独事業8%	実績は単独事業のみ 条例では、新設・改築両方が対 象 補助事業16% 単独事業8% 事件議決も経ている
9	高知県 春野総合運動公園 (高知市) 五台山公園 (高知市) 鏡川緑地 (高知市) 種崎千松公園 (高知市) 室戸広域公園 (室戸市) 土佐西南大規模公 園 (四万十市、黒潮 町) 野市総合公園 (香南市) 高知空港緑の広場 (南国市) 鏡野公園 (香美市) 安芸広域公園 (安芸市)	テニスコート 人工芝張替等 園路・照明等 の改修設計 長寿命化計画 策定 長寿命化計画 策定 遊具の改修等 遊具・トイレ 改修等 園路舗装等 テニスコート 舗装改修等 転落防護柵改 修等 長寿命化計画 策定	議決	14%	議決により率のみ決定 新設・改築両方(補助のみ)
10	佐賀県 佐賀城公園 (佐賀市)	濠復元、園路 広場整備等	個別協議	50%	佐賀城公園は、佐賀市から佐賀 県に移管された公園 事件議決も経ている
11	大分県 大分スポーツ公園 (ドーム外) (大分市) 高尾山自然公園 (大分市)	テニスコート 休憩所屋根設 置等 キャンプ場ふ とんかご設置 等	個別協議	25% 50%	新設整備・改築等 公園毎に協定書を締結 事件議決を経ていない

＜表2＞市町村に負担を求めず実施した都市公園事業（R1～R4）

	公園名	所在市町村名	事業種別	整備の概要
北海道 ほか8公園	真駒内公園	札幌市	改築等	公園施設長寿命化対策等
	北海道子どもの国	砂川市	改築等	公園施設長寿命化対策等
	野幌総合運動公園	江別市	改築等	公園施設長寿命化対策等
青森県	新青森県総合運動公園	青森市	新設整備	陸上競技場，補助競技場等の整備
	新青森県総合運動公園	青森市	新設整備	水泳場の整備
岩手県	内訳不明			
宮城県 ほか3公園	宮城県総合運動公園	利府町	改築等	遊具，休憩施設（四阿等），園路修繕等
	矢本海浜緑地	東松島市	新設整備	遊具，休憩施設（四阿等）整備等
	石巻南浜津波復興祈念公園	石巻市	新設整備	敷地造成，液状化対策，護岸，園路整備等
秋田県	中央公園	秋田市	改築等	トレーニングセンター屋根改築
	北欧の森公園	北秋田市	改築等	遊具更新
	小泉潟公園	秋田市	改築等	テニスコート改築
山形県 ほか7公園	県総合運動公園	天童市	改築等	消火設備，駐輪場更新，陸上トラック等
	中山公園	中山町	改築等	ポンプ設備，野球場観客席等
	西蔵王公園	山形市	改築等	電気，ポンプ設備，遊具，木橋，展望台更新
福島県 ほか3公園	あづま総合運動公園	福島市	改築等	空調設備の更新等
	逢瀬公園	郡山市	改築等	園路舗装改修等
	会津レクリエーション公園	会津若松市	改築等	ベンチ更新等
茨城県 ほか13公園	偕楽園公園	水戸市	新設整備	駐車場整備等
	北浦川緑地	取手市	新設整備	用地買収，広場整備等
	洞峰公園	つくば市	改築等	照明灯改修等

	公園名	所在市町村名	事業種別	整備の概要
栃木県	栃木県総合運動公園	宇都宮市	改築等	長寿命化計画に基づく施設更新
	那須野が原公園	那須塩原市	改築等	長寿命化計画に基づく施設更新
ほか6公園	日光田母沢御用邸記念公園	日光市	改築等	長寿命化計画に基づく施設更新
群馬県	敷島公園ほか	前橋市ほか	改築等	各公園施設の設備更新等
埼玉県	戸田公園	戸田市	改築等	栈橋整備。舗装改修
	埼玉スタジアム2002公園	さいたま市	改築等	観客席ほか改修
ほか23公園	和光樹林公園	和光市	新設整備	倉庫新築
東京都	内訳不明			
神奈川県	内訳不明			
富山県	富山県総合運動公園	富山市	改築等	陸上競技場改修、園路舗装更新等
	富山県空港スポーツ緑地	富山市	改築等	テニスコート防球ネット改修等
ほか5公園	富山県岩瀬スポーツ公園	富山市	改築等	サッカー・ラグビー場芝生改修等
福井県	トリムパークかなづ	あわら市	改築等	多目的グラウンド改修等
	奥越ふれあい公園	大野市	改築等	複合遊具更新等
ほか1公園	若狭総合公園	小浜市	改築等	複合遊具更新等
山梨県	富士川クラフトパーク	身延町	改築等	園内の照明設備の改修
	富士北麓公園	富士吉田市	改築等	野球場フェンスの改修
ほか7公園	舞鶴城公園	甲府市	用地買収	用地買収
長野県	飯田運動公園	飯田市	改築等	野球場の照明更新等
	烏川溪谷緑地	安曇野市	改築等	遊歩道の更新等
ほか2公園	若里公園	長野市	改築等	駐車場の舗装更新等

	公園名	所在市町村名	事業種別	整備の概要
岐阜県 ほか3公園	ぎふ清流里山公園	美濃加茂市	改築等	汚水貯留槽改修 ほか
	岐阜県百年公園	関市	改築等	トイレ更新 ほか
	各務原公園	各務原市	改築等	駐車場改修 ほか
静岡県 ほか1公園	小笠山総合運動公園	袋井市	改築等	冷温水発生器更新工事
	草薙総合運動場	静岡市	改築等	屋内水泳場天井塗装・排煙装置修繕工事等
	浜名湖ガーデンパーク	浜松市	改築等	屋根防水修繕工事等
愛知県	油ヶ淵水辺公園ほか	碧南市ほか	用地買収	公園区域拡大のための用地買収
	油ヶ淵水辺公園ほか	碧南市ほか	新設整備	供用区域拡大のための園路広場整備ほか
	大高緑地ほか	名古屋市他	改築等	トイレ改築ほか
滋賀県 ほか4公園	彦根総合スポーツ公園	彦根市	新設整備	陸上競技場、同補助グラウンドの整備
	湖岸緑地	大津市ほか	改築等	四阿の改築ほか
	春日山公園	大津市	改築等	遊具の改修ほか
京都府 ほか4公園	山城総合運動公園	宇治市	改築等	受変電設備更新・陸上競技場の人工芝化
	鴨川公園	京都市	改築等	トイレ改築・園路改修
	木津川運動公園	城陽市	新設整備	園路橋・場内雨水排水設計
大阪府	内訳不明			
兵庫県 ほか10公園	舞子公園	神戸市	改築等	老朽施設の改修・更新
	明石公園	明石市	改築等	老朽施設の改修・更新
	三木総合防災公園	三木市	改築等	老朽施設の改修・更新
和歌山県	和歌公園	和歌山市	改築等	遊具改修、照明灯改修ほか
	紀三井寺公園	和歌山市	改築等	陸上競技場のトラック舗装改修ほか
	河西公園	和歌山市	改築等	遊具改修、照明灯改修ほか

	公園名	所在市町村名	事業種別	整備の概要
鳥取県	布勢総合運動公園	鳥取市	改築等	陸上競技場のトラック舗装改修等
	東郷湖羽合臨海公園	湯梨浜町	改築等	公園遊具の更新等
広島県	みよし公園	三次市	改築等	施設の長寿命化対策, バリアフリー化等
	びんご運動公園	尾道市	改築等	施設の長寿命化対策, バリアフリー化等
	せら県民公園	世羅町	改築等	施設の長寿命化対策, バリアフリー化等
徳島県	内訳不明			
香川県	内訳不明			
福岡県	大濠公園	福岡市	改築等	機械設備改修
	中央公園	北九州市	改築等	園路舗装改修
ほか6公園	筑豊緑地	飯塚市	改築等	照明施設改修
長崎県	総合運動公園	諫早市	改築等	遊技施設, 運動施設等の更新
	西海橋公園	佐世保市 他	改築等	遊技施設, 運動施設等の更新
ほか2公園	平戸公園	平戸市	改築等	便益施設の更新
熊本県	内訳不明			
宮崎県	宮崎県総合運動公園	宮崎市	改築等	公園施設全般の改修等
	平和台公園	宮崎市	改築等	公園施設全般の改修等
	阿波岐原森林公園	宮崎市	改築等	公園施設全般の改修等
鹿児島県	吉野公園	鹿児島市	改築等	浄化槽改修, 展望台のリニューアル
	石橋記念公園	鹿児島市	改築等	水の流れ補修
ほか3公園	大隅広域公園	鹿屋市, 肝付町	改築等	アリーナLEDへ交換
沖縄県	沖縄県総合運動公園	沖縄市, 北中城村	新設整備	園路広場, 駐車場の整備等
	宮古広域公園	宮古島市	用地買収	用地買収
ほか7公園	名護中央公園	名護市	改築等	長寿命化計画に基づく老朽化施設の改修

自治体間調整問題調査特別委員会中間報告書（第2回）

1 構 成

委員長	三木亮治
副委員長	長岡将克
委員	則武宣弘
〃	林潤
〃	宮武博
〃	川本浩一郎
〃	柳井弘
〃	松本好厚
〃	川上智美
〃	鬼木のぞみ
〃	小林寿雄

2 経 過

都市計画事業を含む建設事業費は、地方財政法第27条の規定により、県が市町村の意見を聞いて受益の限度で市へ負担金を請求することができることとなっている。

岡山県の場合は、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づき、本市で実施する都市計画事業については事業の内容や規模に関わらず一律に50%の負担金を本市に請求していたが、他の都道府県と比較して明らかに高率である等の問題があり、かねてから、本市議会の議会質問において本問題を指摘してきた。

こうした中、本市議会では、令和4年11月に岡山県知事へ諸課題の解決を図るため、早急に本市との協議を求める要望書を提出した。

そして、令和4年12月に、本市と岡山県との間で、令和5年度中に結論を得られるよう引き続き協議を行うこと、また、令和5年度以降の支払いは当該結論に基づき行うこと等が合意されたところであるが、市議会としても本件について検証する必要があると判断し、自治体間調整問題調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

5回に及ぶ委員会の開催や他都市の調査を経て、昨年11月定例会市議会冒頭において、第1回目の中間報告を実施した。

その中間報告以降の市と県当局との協議経過等及び今後の方針について協議するため、第6回目の委員会を開催した。

3 調査概要

○令和6年3月13日（第6回）

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

- (1) 中間報告以降の経過について
- (2) 今後の方針について

会議の内容

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

(1) 中間報告以降の経過について

概要

当局から、令和5年11月議会で行った第1回目の中間報告以降の市と県の協議経過及び負担金徴収条例に対する市の考えについて、資料により説明があった。

○ 市と県の協議経過

・令和6年1月5日

県から市に対し、令和5年度の建設事業費市町村負担金額等の通知及び負担金徴収条例の規定による意見照会（書面）があった。

・1月17日

それに対し、市から県に「都市公園事業を除く他の事業については、費用の一部を負担する。都市公園事業に係る負担金については、令和5年度中に結論が得られるよう市と県で協議をしているところであり、その結論が得られた後、当該結論に基づき対応する」旨を書面で回答した。

・1月31日

市から県に対し、「県条例をもって一方的に、しかも一律50%という高い割合で負担を求めることは、都市公園事業を実施する全国の都道府県の実態から著しくかけ離れている。また、現在実施している事業は維持管理の性質が強く、本来都市計画事業として負担を求めるような事業ではない」旨を書面により提示した。

・2月1日

県から市に対し、「現時点で結論は得られておらず、条例を見直すには至っていないことから、令和5年度の負担については現条例に定める50%の負担率で算出した負担額により、2月県議会の議決を経る必要がある」旨の書面による提示があった。

以上の説明を当局から受け、質疑を行った。

主な質疑等

委員

1月17日に、市と県の協議が整い、一定の結論が出たらそれに基づき支払うという文書を市から県に出しているが、当初からそのスタンスで話し合ってきたという認識でよいか。

都市整備局長

令和4年12月15日に市長と知事とで合意文書が交わされている。お互いその文書は持っており、認識もしている。2月1日の県からの文書にも現時点で結論は得られていない状況と書いてあるので、そのことは認識しているし、引き続き協議をすることはお互いの共通認識だと考えている。

委員

市としては結論が出なかったら払えないということは県にずっと言っているし、分かっただけで我々は思っていた。しかし、2月1日の県からの文書を見たら、結論が得られていないので条例に基づいて払うのが当たり前だと言っているように思うが、県はそういう認識なのか。

都市整備局長

県は、2月定例県議会で県条例に定める50%の負担率で算出した負担額の議決を採る必要があると言っているので、今その手続きをしているところだと思う。請求については、明言されてはいないが請求してくると思われる。

しかし、我々とすれば合意文書の中に5年度以降の支払いは当該結論に基づき行うとあるので、結論が出ていない以上支払うことはできないと考えている。

県は条例に沿って支払ってくれという話であるが、市としてはその条例が地方財政法に抵触する可能性が濃いと考えているので、その見直しを求めているところである。

○ 負担金徴収条例に対する本市の考え方

負担金徴収条例は、地方財政法を根拠としているが、都市公園事業における運用は以下の2点で同法に抵触する疑いが濃い。

・維持管理について負担金を求めていること。

負担金を求めることができるものは地方財政法上、「建設事業で、その区域内の市町村を利するもの」に限られる。今年度の都市公園事業負担金の対象は、火災報知設備の更新と外灯のLED化であり、維持管理と言えるので、負担金を求める建設事業とは言えない。国直轄事業においても、維持管理は対象外となっている。

・常に50%という高い負担率を適用していること。

建設事業負担金は、地方財政法上建設事業の受益の範囲でしか求められない。

建設事業の受益の範囲は事業ごとに異なるため、一律に50%の負担を求めることは極めて不適切である。

以上の説明を当局から受け、質疑を行った。

主な質疑等

委員

都市計画事業の中で建設事業と維持管理があり、法律上も条例上も建設事業については負担を求めることができるとなっているが、維持管理とは書いていないから今回の火災報知設備の更新や外灯のLED化は、法に抵触する疑いが濃いということか。

都市整備局長

県は、これらの事業は維持管理ではないと主張されている。維持管理かどうかということは議論にはなるが、そもそも「建設事業でその区域内の市町村を利するもの」と書いており、岡山市から言うと新たにするものは何もなく、利するものではないので、市に一部の経費を負担させる事業ではないと考えている。

維持管理というのは、今の機能が確保できなくなれば安全に利用することができなくなるので更新をしていくもので、LED化や火災報知設備の更新は、まさに維持管理に入るのはないかと考えている。

財政局長

国直轄事業も、かつては維持管理を都道府県等に負担を求めていた。しかし、国と地方との関係を見直す中で、維持管理に係る請求については国直轄事業の負担金ではすでに廃止になっている。その流れの中で、今回請求されたような類似の事業について国は県に対して負担を求めている。県が国に対して支払っていない負担を市町村に求めることについていかがなものかということは、協議の中で言ってきた。しかし、県からその維持管理の部分については明確な回答をいただけていない。

(2) 今後の方針について

概要

県との協議が進捗しないことを踏まえ、委員会として第2回目の中間報告をすることについて委員会に諮り了承された。そのため、正副委員長で作成した中間報告まとめ(案)を配付し、内容について委員間で協議を行った。

各委員から、「県の運用は法に抵触すると思うので強く主張するべき」、「結論を出すことを前提としていたにもかかわらず、県が市の主張に十分な回答もしない状況で請求してくるのは誠に遺憾である」、「議会として違法の疑いがあることまで踏み込むのなら、弁護士等の意見も聞いてみたらどうか」等の意見が出されたが、最終的な文言整理は、正副委員長に一任することで了承された。

第2回中間報告（まとめ）

これまで本委員会が行ってきた岡山県建設事業費市町村負担金（都市公園事業）に関する調査を踏まえ、昨年の11月定例会議の冒頭で行った中間報告に引き続き、ここに本委員会としての第2回目の中間報告を行う。

第1回目の中間報告以降の経緯については別添資料のとおりであり、岡山市と岡山県との協議は続いているものの、残念ながら合意には至っていない。

岡山県は、今後、協議を続けていくとはしているものの、「令和5年度中に結論が得られるよう引き続き協議を行う。令和5年度以降の支払いは、当該結論に基づき行う。」と令和4年12月に市と県で合意文書を交わしている中、結論が出ていない状況にもかかわらず、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例（以下「条例」という）に基づき、令和5年度分の負担金は請求する方針とのことであり、この2月定例会議に、当該請求に係る議案を提出されているところである。

しかし、この条例は地方財政法第27条を根拠としているが、少なくとも都市公園事業における運用は以下の2点で同法に抵触する疑いがある。

① 「維持管理」について負担金を求めていること

地方財政法第27条では、県が市へ負担金を求めることができるのは「建設事業で区域内の市町村を利するもの」と規定している。

「建設事業」の解釈において、「新築」や「改築」を含めることは妥当と考えられるが、「維持管理」を含むこととするのは適切ではない。

国直轄事業においても、地方団体に負担金を求める対象は「新築・改築」に限られており、「維持管理」は対象外となっている。

岡山県が本年度の負担金の対象として岡山市に対して請求しようとしている「火災報知設備の更新」や「外灯のLED化」については、正に「維持管理」であり、岡山市の利するものではないため、当該請求は地方財政法の規定に抵触している疑いがある。

② 常に50%という高い負担率を適用していること

地方財政法上、負担金は、建設事業の受益の範囲でしか求められないこととなっており、その受益の範囲は、事業毎に異なるものである。

都市公園事業を実施する他の都道府県においては、「39団体」がそもそも負担金を求めているか、または個別協議により負担率を定めており、「残り7団体」は条例等により負担率を定めているが、その負担率は10%から20%程度である。

負担率を定めている県は、各事業の受益の範囲を平均して10%～20%としているとみなすことも可能と考える中、県の事業で市に負担金を求める最大値が50%と考えられるため、平均値を50%とし負担率とするのは不適切と言わざるを得ない。

なお、この負担率は、地方財政法の「負担金は受益の限度で求めることができる」とする負担金の上限を定める規定に抵触している疑いがある。

令和4年12月に岡山市と岡山県で合意文書を交わしている中、例えば、維持管理に係る負担金はやめるべきという市の指摘に対して、県からは回答がなく、結論が出ていない状況にもかかわらず、条例に基づき、令和5年度分の負担金を請求しようとしていることは、誠に遺憾である。

このことから、岡山県からの令和5年度分の都市公園事業に係る負担金の請求に対し、岡山市が支払うことができないとしていることについては、本委員会としても了承するものである。

この問題について、このままであれば、未来永劫、岡山市と岡山県の間で大きな問題として存在し続けることとなってしまう、両者の連携に影響を及ぼすことが懸念される。

岡山県においては、岡山市が指摘する「維持管理において負担金を求めていること」、「常に50%という高い負担率を適用していること」について真摯に受けとめ、回答いただき、協議を進めるべきである。地方財政法に抵触している疑いがあるこの条例を改正すべく、誠意をもってご検討いただき、早急に問題の解決を図っていただくべきものとする。

第1回中間報告（令和5年11月27日）後の経過について

年月日	宛先	内容
R6.1.5	県→市（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の建設事業費市町村負担金額等の通知 ・地方財政法及び岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例の規定による意見照会
R6.1.17	市→県（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園事業を除く他の事業については、費用の一部を負担する。 ・都市公園事業に係る負担金については、令和5年度中に結論が得られるよう市と県で協議しているところであり、その結論が得られた後、当該結論に基づき対応する。
R6.1.31	市→県（面談）	<p>岡山市の考え方（書面により提示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県条例をもって一方的に、しかも一律かつ50%という高い割合で負担を求めることは、都市公園事業を実施する全国の都道府県の実態から著しくかけ離れている。 ・現在実施している事業は維持管理の性質が強く、本来都市計画事業として負担を求めるような事業ではないのではないか。
R6.2.1	県→市（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市で協議を重ねてきたが、現時点で結論は得られていない。 ・条例を見直すには至っていないことから、令和5年度の負担については現条例に定める50%の負担率で算出した負担額により、2月県議会の議決をとる必要がある。 ・引き続き、協議は行っていく考えである。

自治体間調整問題調査特別委員会調査報告書（第2回中間報告以降）

1 構成

委員長	三木亮治
副委員長	長岡将克
委員	則武宣弘
〃	林潤
〃	宮武博
〃	川本浩一郎
〃	柳井弘
〃	松本好厚
〃	川上智美
〃	鬼木のぞみ
〃	小林寿雄

2 経過

都市計画事業を含む建設事業費は、地方財政法第27条の規定により、県が市町村の意見を聞いて受益の限度で市へ負担金を請求することができることとなっている。

岡山県の場合は、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づき、本市で実施する都市計画事業については事業の内容や規模に関わらず一律に50%の負担金を本市に請求していたが、他の都道府県と比較して明らかに高率である等の問題があり、かねてから、本市議会の議会質問において本問題を指摘してきた。

こうした中、本市議会では、令和4年11月に岡山県知事へ諸課題の解決を図るため、早急に本市との協議を求める要望書を提出した。

そして、令和4年12月に、本市と岡山県との間で、令和5年度中に結論を得られるよう引き続き協議を行うこと、また、令和5年度以降の支払いは当該結論に基づき行うこと等が合意されたところであるが、市議会としても本件について検証する必要があると判断し、自治体間調整問題調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

5回に及ぶ委員会の開催や他都市の調査を経て、令和5年11月定例市議会において、第1回目の中間報告を実施した。第1回目の中間報告以降の市と県当局との協議経過等及び今後の方針について協議するため、第6回目の委員会を開催し、令和6年2月定例市議会において、第2回目の中間報告を実施した。

令和6年3月に岡山県建設事業費市町村負担金（都市公園）が請求されたことから、令和6年4月に第7回目の委員会を開催し、市と県当局との協議経過等及び今後の方針について協議するため、第8回目及び第9回目の委員会を開催した。

3 調査概要

○令和6年4月12日（第7回）

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査 (1) 第2回中間報告後の経過について

会議の内容

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

(1) 第2回中間報告後の経過について

概要

第2回中間報告を行った3月15日に岡山県備前県民局から負担割合及び負担金額の変更なしとの連絡があった。3月19日には岡山県議会で負担金額4,045万円の議案が可決され、3月29日付で岡山県備前県民局から負担金額4,045万円、納付期限4月15日とする納入通知書の送付があった。納付期限翌日の4月16日から延滞金が発生することになり、1年間未納状態が継続した場合、約330万円の延滞金が加算される見込みである。

現在も県との協議は継続中であり、協議の結論は出ていない状況だが、市が負担金を支払わない場合、延滞金が発生し、結果として市民負担が生じるおそれがあるため、負担金4,045万円について補正予算を編成し市議会の議決を得て一旦支払うこととし、今後は訴訟の提起も視野に入れつつ引き続き協議を行いたい。なお、請求の取消し等が行われた場合、県から当該負担金の全額、または相当額を返還してもらうことになる。

以上の説明を当局から受け、質疑を行った。

主な質疑等

委員

負担割合が50%と非常に高額である等の論点整理を含め、具体的な協議が客観的に進んでいると感じられる環境づくりに努めてもらいたいがいかがか。

岡山市理事

市民に説明できる案をもって、県と今後も協議を行っていく。

委員

予算の計上については市民への説明責任を果たす必要があるが、延滞金に対する負担については理解するのでおおむね賛成する。今後の協議についてはもう少し議論が必要だと考えるので、委員会等の場で議論させていただきたい。

委員長

市は県と解決への協議を最大限努力すること、市民・県民へ市議会の主張を十分理解していただけるようアピールすること、努力をすれども協議が成り立たない場合には訴訟の検討も念頭に置くこと、市議会として県に対する何らかのアピールの必要性を検討すること、これらの点を今後の課題として市と市議会で共有しながら進めていかなければならない。

協議の経過において変化があった場合、あるいは市議会としてもっと意見を述べる場をつくらなければならない場合、随時、委員会を開催する。

○令和6年8月27日（第8回）

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

- (1) 令和6年4月臨時市議会後の経過について
- (2) 今後の方針について

会議の内容

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

(1) 令和6年4月臨時市議会後の経過について

概要

当局から、令和6年4月臨時市議会後の市と県の協議経過及び本問題に関する市の考え方について、資料により説明があった。その概要は以下のとおりである。

・令和6年4月15日

4月臨時市議会で補正予算の可決後に令和5年度建設事業費市村負担金を納付した。令和4年12月15日付の市長と知事との合意文書にある結論が得られていないことについて、市と県の間で認識を共有していたにもかかわらず、納入通知書を市へ一方的に送付してきたことは、誠に遺憾であるということ及び延滞金の発生を避けるためにやむを得ず一旦納付することとし、県として真摯に対応していただくことを強く要望する旨の文書を送付した。

・令和6年5月16日

市の問題提起に対し十分な回答がなく結論を得るに至っていない中、合意に反して負担金の請求が一方的に行われたことへの遺憾の意を改めて示すとともに、負担金の請求に当たって請求する側から相手方に十分な情報提供が行われるべきことは当然であり、県から市に対して十分な説明を行う姿勢が見られないことは残念であること及び市は県における負担金の制度・運用は地方財政法の趣旨に反していると考えており、全国的な状況などの客観的なデータや論拠を示したが、それに対する県の考えを十分に示しただけでないことについて、岡山県の知事の見解を確認したく質問書を送付した。

・令和6年5月31日

県から令和5年度中に結論が得られなかった場合、地方財政法及び岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例にのっとり対応することが適切であると考えている旨の回答書を受領した。

・令和6年6月13日

5月31日に受領した回答では不十分であると考え、県へ2回目の質問書を送付した。

・ 令和6年7月11日

県からの令和6年度建設事業費市町村負担金概算通知書を受領した。

・ 令和6年7月22日

7月22日県から2回目の回答書を受領した。5月31日の回答に対する追加修正はなかったが、6月28日に市長が県知事に意見したことに對して、県からは結論が得られなかった場合には現行法令に従うものと考えており、副市長と副知事のメールにあるように、結論には引き続き議論を行うことに両者が合意することも含まれることを市も認識していると捉えているため、約束を守ってないとの指摘には当たらないという見解が示されていた。

・ 令和6年7月26日

7月11日に受領した概算額通知書に対して遺憾の意を示した意見書の送付及び7月22日に受領した県知事からの回答に対し、副市長と副知事のメールを確認した上で市は協議の結論が出ていない中での請求を了解しているわけではない旨の意見書を送付した。

以上の説明を当局から受け、質疑を行った。

主な質疑等

委員

都市計画事業の中で市が維持管理に係る整備経費を負担するのはおかしいという話であったが、どのような整理になっているのか。

岡山市理事

県は、これらの事業は維持管理ではないと主張されている。維持管理の線引きが明確にされている訳ではないが、地方財政法とそれを根拠につくられた県の条例においては「建設事業でその区域内の市町村を利するもの」と書いており、市から言うと新たに整備するものは何もなく、岡山市が利するものではないので、市に支払いを求める対象事業ではないのではないかとこのことを指摘している。県は国が交付金を出しているから新築、改築として認めているので、市に請求すべきものと説明されており両者の考え方が乖離している。令和6年度に予定している事業は外灯のLED化なので、明らかに維持管理であることを引き続き指摘させていただいき、請求することがないよう働きかけていく。

委員

県知事が「合意文書が条例を上回ることはありません、条例どおり払っていただく」と発言されているが、市としては条例に違反することを合意しようとしている訳ではないという認識でよいか。

岡山市理事

条例そのものが根拠としている地方財政法の趣旨に反しており問題があるのではないかと指摘している。また、維持管理に係る更新事業は、機能確保のためなので利するのは施設管理者の県であり、対象になっていないものを条例において対象にしていることも指摘している。合意文書が条例を上回ることはないのであれば市長と知事の合意とは何なのだという事も指摘をしながら今後も引き続き協議を進めていく。

財政局長

県の条例では市町村が負担すべき金額は毎年建設事業ごとに条例の規定により算出した額を基準として算出し、当該市町村の意見を聞いて知事が定めるということになっており、必要であれば条例を改正していただきたいと説明している。市の主張を受け取っていただき、それは条例の中でも対応できるのではないかという話もしている。

委員

県の条例は、地方財政法上から見たら違法性あるのか。

岡山市理事

市としては地法財政法の趣旨には反していると考えている。条例は県が制定している。市は条例の中で算出されたものを基準として知事が決めるとしており、市に適正な請求がされるのであれば、条例の改正が必須とは思っていない。

財政局長

条例に基づき小さなものから大きなものまで何でも50%というのは過徴であると考えている。例えば50%が上限という中で個々の事業を御説明いただき、他都市の事例に応じた負担金の請求をお願いしたいと思っており、条例改正や廃止が必須とは考えていない。

委員

令和6年度建設事業費市町村負担金の請求があった場合、市の方針はどうなっているか。

岡山市理事

令和6年度の概算負担金額が示されたが請求はしてこないことを期待している。請求があった場合において県が延滞金を発生させないならば、合意がされるまで支払わずに置いておくという選択肢もある。これまでと同様に延滞金も請求するのであれば、今年度と同じ整理になる。

(2) 今後の方針について

概要

令和6年5月23日に、市議会から県議会の各会派へ現在の状況の理解と、市長と県知事について話し合いの場を持っていただく働きかけについて、市議会議長による記者会見が開かれ、翌日の5月24日に開催された市長定例記者会見においても市議会の働きかけについて期待の意が示された。現状を考えると市の考えを理解いただいて協議が大きく進んでいくというのは非常に厳しい状況であるため、問題の根本を整理し様々なチャンネルを探りながら丁寧に協議を進める。特別委員会としても市の主張は間違っていないと認識しており、当局には協議を進めることを頑張ってくださいとともに、市議会と県議会の各会派とも議論を引き続き重ねていく必要がある。市長と県知事がまた会談の場を持てるように市議会議長から県議会議長に働きかけをお願いすることとなった。また、令和6年度も請求してくることになれば、委員会に報告し協議するとの説明があった。

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

- (1) 令和6年8月以降の経過について
- (2) 今後の方針について
- (3) 報告書について

会議の内容

1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査

- (1) 令和6年8月以後の経過について

概要

当局から、令和6年8月以後の市と県の協議経過及び本問題に関する市の考え方について、資料により説明があった。その概要は以下のとおりである。

・ 令和6年10月11日

県から令和7年度建設事業費市町村負担金対象事業の備前県民局実施分に係る都市公園事業の計画と岡山市概算負担額2,750千円の通知を受領した。

・ 令和6年10月24日

都市公園事業に係る令和7年度建設事業費市町村負担金対象事業について、合意文書に基づく協議の結論が出ていないため、支払うことができない旨を通知した。

・ 令和7年1月7日

令和6年度に予定されていた園内外灯照明設備更新工事について、事業未実施となったため、6年10月11日に通知された負担額1,471千円が0円に変更された令和6年度建設事業費市町村負担金概算額の変更通知を受領した。

・ 令和7年1月10日

令和6年度都市計画事業（都市公園）未実施に伴い、負担金納付承諾書を県に提出した。

・ 令和7年3月14日

令和6年度岡山県建設事業費市町村負担金の納入について通知があり、都市計画事業（都市公園）に係る負担金がないことが確定した。

・ 令和7年3月19日

令和7年2月定例県議会において、令和7年度岡山県当初予算が可決され、令和7年度当初予算（一般会計・歳入）に岡山市への都市公園事業に係る県事業負担金2,750千円の計上が確認された。

以上の説明を当局から受け、質疑を行った。

主な質疑等

委員

令和6年度の負担金は事業未実施のため請求がなくなったが、令和7年度に県が工事をした場合、市が主張し協議しても負担金が請求されることになると思うが、県が実際に工事をすることを市で事前に把握できるか。

岡山市理事

市では事前に把握できないため、入札情報等を確認しながら、情報収集に努めていく。

委員

県から令和3年度から5年分の事業計画が示されているが、計画に上がっているものはこれからどうなるのか。

岡山市理事

県から示された事業計画は、その一部だけが実施されている状況であり、実施されていない事業も中止したという話は聞いていないので、諸事情により先送りになっているという認識である。

(2) 今後の方針について

概要

特に新しい動きはないため、従来どおり協議を進めていくこととなる。

主な質疑等

委員

市長と県知事の会談の件を含め、具体的に何を決め、今はどのような状況なのか。

岡山市理事

都市公園事業に係る岡山県建設事業費市町村負担金についてであるが、岡山市の主張として、市長から知事に文書を送付し、事務担当者の協議でも示している。市と県の主張が平行線となっており、今は協議が整う見通しが立っていないという認識である。

委員

この度の都市計画事業（都市公園）に係る負担金については、引き続き協議していくという話であるが、政令市に移行した際の様々な約束事について整理すべき時期がきているという課題意識を持っており、負担のあり方について考える時期がきていると思う。

(3) 報告書について

概要

報告書には、「市と県は対等な関係である。」「岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例には、負担率50%を上限として協議し県知事が決定することとなっており、負担金の決定にあたっては協議の上、市の同意を伴うべきである。」「少子化を迎えたこの危機的な状況の中で、自治体間の調整という問題は早期に解決し、岡山県は真のリーダーシップを発揮すべきである。」という趣旨を盛り込むこととした。

○令和7年4月7日（第10回）

- 1 都道府県事業等に係る都市負担金制度に関する調査
 - (1) 自治体間調整問題調査特別委員会調査報告書（案）について

概要

報告書（案）について委員間で協議を行い、最終的な報告書については、正・副委員長に一任することとなった。

ま と め

はじめに

これまで本委員会が行ってきた岡山県建設事業費市町村負担金（都市公園事業）に関する調査を踏まえ、今後、本市と岡山県の協議をより適切なものとしていくため、に令和5年11月定例市議会（令和5年11月27日）及び令和6年2月定例市議会（令和6年3月15日）で行った中間報告に引き続き、ここに本委員会としてのまとめの報告を行う。

まずは、2回の中間報告の主な内容は次のとおりである。

(1) 岡山県は、事業内容にかかわらず常に50%という高い負担率を適用しているため、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例で一律の負担を求めるのではなく、個々の事業ごとに、その受益の程度について市と県で協議を行ったうえで負担割合を定めるべきであり、負担割合を定めるに当たっては、他の都道府県と同程度の適正な水準とすべきである。

(2) 岡山県は、維持管理についても負担金を求めていることから、維持管理的な要素の強い長寿命化対策事業などに係る負担を廃止すべきである。

(3) 岡山県は、負担金を求めるに当たり、その根拠や妥当性について、透明性の高い情報提供を行うとともに、市との事前協議の仕組みを設けるべきである。

(4) 岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例の運用を見直すべきである。

<令和6年4月以降の状況>

- ・令和6年4月臨時市議会において、県から請求のあった令和5年度分の負担金の支払いに係る議案を議決し、支払う。
- ・令和6年5月23日 岡山市議会議長による市議会から県議会へ現在の状況の理解及び市長と県知事に話し合いの場を持つ働きかけのため、記者会見を開く。
- ・令和6年5月下旬から6月上旬頃 市議会議員から県議議員へ現在の状況の説明及び市長と県知事が協議の場を持てるよう働きかけを行う。
- ・令和6年7月11日 県から岡山県総合グラウンド園内外灯照明設備更新事業に係る令和6年度建設事業費市町村負担金概算額通知を受領する。
- ・令和6年7月26日 令和4年12月に交わした合意文書に基づき、令和6年度建設事業費市町村負担金は支払うことができない旨を申し入れる。
- ・令和6年10月11日 令和7年度建設事業費市町村負担金対象事業に係る計画等についての通知を受領する。
- ・令和6年10月24日 都市計画事業（都市公園）に係る令和7年度建設事業費市町村負担金について、協議の結論が出ていないため、当該負担金を市の令和7年度当初予算に計上しない旨を申し入れる。
- ・令和7年1月7日 県から市に係る都市計画事業（都市公園）の事業未実施に伴い変更となった令和6年度建設事業費市町村負担金概算額の変更通知を受領する。

- ・令和7年1月10日 市から県に令和6年度に施行される建設事業費市町村負担金対象事業に係る負担金納付承諾書を提出した。
- ・令和7年3月14日 岡山県建設事業費市町村負担金の納入について通知があり、都市計画事業（都市公園）に係る負担金がないことが確定する。
- ・令和7年3月19日 令和7年度岡山県当初予算に都市公園事業に係る県事業負担金2,750千円の計上が確認される。

おわりに

令和4年12月に岡山市と岡山県の間で「令和5年度中に結論が得られるよう引き続き協議を行う。令和5年度以降の支払いは、当該結論に基づき行う。」という合意文書を交わしている中、結論が出ていない状況にも拘わらず、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づき、令和5年度分の負担金請求がなされたため、市民に負担が及ぶ延滞金の発生を避けるために、市議会として、やむを得ず一旦納付すべきであると判断せざるを得なかった。

岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例には、負担率50%を上限として協議し県知事が決定されることとされているが、市と県は対等な関係であることから、負担金の決定にあたっては、協議を重ねた上、市の同意を伴うべきと考える。

このような市の考えを県が理解し、問題解決に向けた協議が大きく進んでいくのは現状では非常に厳しいと言わざるを得ない。

このままであれば、未来永劫、岡山市と岡山県の間で大きな問題として存在し続けることとなってしまう、両者の連携に影響を及ぼすことが懸念される。本来、市と県が連携し双方が納得の上で事業の実施がなされるべきであり、元々の受益者たる市民や県民がその利益を逸失することは断じて避けなければならない。

少子化を迎えたこの危機的な状況の中で、自治体間の調整という問題は早期に解決し、県は真のリーダーシップを発揮すべきである。

本委員会としても、当局と議会が連携し、問題の根本を整理し様々なチャンネルを探りながら今後も丁寧に協議を進める必要があると考えている。

当局においては堅実に淡々と早期合意への道を探るとともに、市は県との間で事前に協議ができる仕組みを設けるよう働きかけるべきである。今後、本市と県の間で新たな都市公園整備事業の発生も想定されることから、県に市の意見を真摯に聞いてもらった上で、個々の事業ごとに、その受益の限度について確認を行い、根拠や妥当性について、市民が納得できるよう透明性の高い情報の提供と事業に係る説明責任を果たしてもらいたい。

本特別委員会で実施した調査や各委員からの意見が自治体間調整問題の解決に寄与することを願い、調査報告とする。